

家畜排せつ物の適正な管理を徹底しましょう！

これから土壌凍結や積雪時期を迎えるまで、家畜ふん尿やれき汁の河川流出および地下浸透など重大な事故が起こりやすくなることから、家畜排せつ物の適正な管理について、より一層注意が必要です。

畜産業を営む方は、堆肥舎、尿溜、スラリーストア、ラグーンなどの点検を行い、家畜排せつ物の適正な管理に努めましょう。



⚠ 家畜排せつ物を草地に表面施用する場合は

土壌凍結・積雪時期を避けるため計画的に作業を進めましょう。

⚠ 家畜ふん尿施設からふん尿やれき汁が外部に流出する恐れがある場合は

シート等による貯留槽などを設置するとともに、不慮の事故等による流出被害を最小限とするため、農場の勾配等を考慮しあらかじめ土盛りを行うなど、農場外への流出防止対策をしましょう。

⚠ 万が一、流出事故が発生した場合は

事故原因の解消と流出物の除去等の被害拡大防止対策を実施するとともに、速やかに所属農協などの関係機関に連絡を行い、対応策等の指示を受けてください。

問い合わせは、中標津町家畜排せつ物管理適正化指導チーム（事務局：農林課 農務係 直通 ☎74-0492）まで。

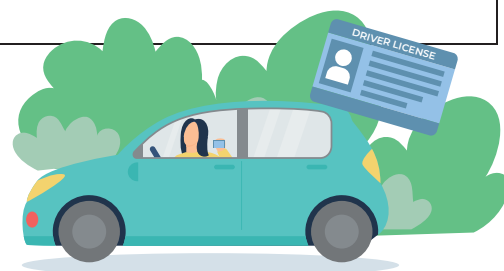
身体障がい者自動車運転免許取得費・改造費助成のご案内

町では、町内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成しています。

	自動車運転免許取得費助成金	自動車改造費助成金
助 成 対 象 者	身体障害者手帳 1 級～ 4 級	身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹の機能障害） 1 級・ 2 級
対 象 経 費	普通自動車免許の取得に要する教習料、検定料、諸手数料その他の費用	助成対象者ご本人が所有し、かつ、運転する自動車（普通自動車・小型自動車・軽自動車）の操向装置および駆動装置等の改造に要する費用
助 成 上 限 額	10万円	10万円
所 得 制 限	申請する月の前年（その月が 1 月から 6 月までの場合は前々年）の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超える方は対象となりません。	

助成申請は、自動車運転免許を取得または自動車を改造する前に行なってください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



問い合わせは、福祉課 障がい福祉係（直通 ☎74-0885）まで。